

令和4年1月20日

公益社団・財団法人 代表者殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長

### 出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について

平素より公益活動の推進に御尽力されていることに敬意を表します。

出勤者数の抑制については、これまでも公益法人の皆様に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワーク等の推進を依頼し、テレワーク等の実施や、出勤者数の削減に関する実施状況の公表について呼びかけさせていただいたところです。

先日、新型コロナウイルス感染症対策本部決定により、1月21日から2月13日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県が追加されました。

全国の新規感染者数が急速に増加していることに伴い、療養者数が急増し、重症者数も増加しています。大都市部では伝播性の高いオミクロン株への急速な置き換わりが進んでいる地域もあり、今後、自宅・宿泊療養者や入院者数が急激に増加し医療提供体制がひっ迫する可能性がある状況です。

貴法人におかれましても、これらの趣旨を十分ご留意の上、下記について実践されますようお願いいたします。

### 記

#### 1. まん延防止等重点措置区域である都道府県における取組

人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること。

2. 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県  
在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進すること。